

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

朝霞蕨線	路線名
戸田市大字美女木字向田一一五七番三地先 から 同市大字美女木字向田一一五九番地先まで	供用開始の区間
平成三十一年三月十五日	供用開始の期日
平成三十一年三月十五日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第一号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長九二・六〇メートル	備考